

松江市コミュニティバス運行業務委託プロポーザルに係る質問および回答

令和7年11月17日

案件名	No.	質問内容
松江市八雲・忌部 コミュニティバス 運行業務委託	1	<p>「松江市（八雲・忌部）コミュニティバス運行業務委託プロポーザル基本仕様書」第4章「4-3 区域運行（八雲小学校便）」において、“八雲小児童の輸送能力が不足する場合に運行する”と記載されています。</p> <p>① 本項における「輸送能力が不足する場合」とは、具体的にどのような状況（例：学校行事時、天候、定員超過等）を想定されているか、ご教示ください。</p> <p>【回答】</p> <p>定時定路線運行を全て乗車定員15名以下の車両で運行する場合を想定しています。</p> <p>② 当該便の年間想定運行日数または運行回数の目安がございましたら、ご教示ください。</p> <p>【回答】</p> <p>基本仕様書4-3のとおりです。</p>

案件名	No.	質問内容
松江市八雲・忌部 コミュニティバス 運行業務委託	2	<p>同仕様書において、松江市が所有する行政財産（車庫・休憩施設等）は、通信機器等を活用した遠隔点呼の実施場所として届出ができない旨が記載されています。</p> <p>① 行政財産が当該届出に対応できない理由について、具体的にどのような要件（施設構造、通信環境、安全管理体制等）に起因するものか、ご教示ください。</p> <p>【回答】</p> <p>当該施設（休憩室）の構造上、遠隔点呼に求められる施設としての要件が満たされないと判断したものです。これまでに遠隔点呼（一般乗合旅客運送事業）を各コミュニティバスで実施されている事業者はありません。（全ての地区が対面点呼を実施）</p> <p>② 今後、事業者が自己負担により設備整備や通信環境の改善等を行い、管理体制の充実を図ったうえで、国土交通省が定める遠隔地における点呼実施に関する基準等を参考にしながら、松江市が求める安全管理水準を満たす運用体制を整えた場合、市と協議のうえで、通信機器等を活用した点呼の実施を認めていただける可能性があるか、ご見解をお伺いします。</p> <p>【回答】</p> <p>国土交通省が定める一般乗合旅客運送における遠隔点呼にかかる要件が満たされているか否かであり、市が定め協議して認めるものではありません。</p>

案件名	No.	質問内容
松江市八雲・忌部 コミュニティバス 運行業務委託	3	<p>現在公開されている「松江市コミュニティバス運行業務委託プロポーザル実施要項」において、審査会における「書類審査およびプレゼンテーション」を実施する旨の記載がございます。</p> <p>つきましては、プレゼンテーションの実施形式（口頭説明、スライド使用の可否、質疑応答の有無等）および発表時間（持ち時間）について、現時点での予定や想定がございましたら、ご教示ください。</p> <p>また、該当事項の詳細が未定の場合は、発表形式や時間等の指定が別途通知にて行われる予定かどうか、併せてその通知の時期（おおよその予定時期）についてもご教示をお願い申し上げます。</p> <p>【回答】</p> <p>プレゼンテーションは、説明（準備を含め）20分程度、質問等の時間を含めて40分程度を予定しています。</p> <p>詳細については、企画提案書締め切り後にご案内します。</p>